

◎新潟県告示第1670号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年12月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新潟県上越市大島区嶺字大沢3749の2、3749の4、3749の5、3751の1から3751の3まで、字下ノ沢3842、字白崩4434の1、4434の2、4442、4443の1から4443の3まで、4444、4444の1、4444の3、4445の1、4445の3、4445の4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）